

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年1月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第2号

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則（平成17年静岡県規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸与契約の解除等)</p> <p><b>第11条</b> 知事は、教育奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育奨学金の貸与契約を解除するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)・(3)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(返還)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(貸与契約の解除等)</p> <p><b>第11条</b> 知事は、教育奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育奨学金の貸与契約を解除するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>虚偽その他不正な方法により教育奨学金の貸与を受けたことが明らかになったとき。</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(返還)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、第11条第1項第2号の規定により教育奨学金の貸与契約が解除されたときは、教育奨学金の貸与を受けた者は、貸与を受けた教育奨学金の全額を、知事が別に定める日までに返還しなければならない。この場合において、次条及び第15条の規定は適用しない。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

「住所  
ふりがな  
氏名 (年 月 日生) 印  
様式第1号中 電話番号 を

住所  
保護者 ふりがな  
氏名 印」  
「〒 —  
住所  
ふりがな  
氏名 印  
(年 月 日生)  
電話番号 ( )

に、「借用」を「借用予定」に、「住所及び氏

住所 〒 —  
保護者 ふりがな  
氏名 印  
(年 月 日生)  
電話番号 ( )」  
名」を「住所、氏名、生年月日及び電話番号」に改める。

「住所  
ふりがな  
氏名 (年 月 日生) 印  
様式第1号の2及び様式第3号中 電話番号 を

住所  
保護者 ふりがな  
氏名 印」

「 住 所 〒 ー  
 ふりがな  
 氏 名 (印)  
 ( 年 月 日生)  
 電話番号 ( )  
 に、

住 所 〒 ー  
 保護者 ふりがな  
 氏 名 (印)  
 ( 年 月 日生)  
 電話番号 ( ) 」

他の奨学金等借用の有無	※ 有 (名称 : ) 無	を
-------------	------------------	---

「 下記の事項に間違いなければ、□にレ点を記入してください。

私 (申請者) は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による修学資金、静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定による修学資金若しくは他の都道府県が行うこれらに準ずる資金又は奨学金若しくは他の都道府県が行う教育奨学金に準ずる資金の貸与を受けていません。

この申請書に記載の内容は、事実と相違ありません。  
虚偽の記載があった場合は、静岡県の求めに従いその全額を返還します。

」

「住所及び氏名」を「住所、氏名、生年月日及び電話番号」に改める。

様式第5号中

他の奨学金等借用の有無	※ 有 (名称 : ) 無	を
-------------	------------------	---

「 下記の事項に間違いなければ、□にレ点を記入してください。

私 (申請者) は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による修学資金、静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定による修学資金若しくは他の都道府県が行うこれらに準ずる資金又は奨学金若しくは他の都道府県が行う教育奨学金に準ずる資金の貸与を受けていません。

教育奨学金貸与申請書及びこの届出書に記載の内容は、事実と相違ありません。  
虚偽の記載があった場合は、静岡県の求めに従いその全額を返還します。

」

改める。

様式第6号中「住所」を「住所  
本籍地」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第11条第1項第2号及び第13条第4項の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定を受けた者に係る教育奨学金（改正後の規則第2条第4項に規定する教育奨学金をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に貸与の決定を受けた者に係る教育奨学金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の様式により提出されている申請書は、改正後の規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。